

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。めざせ、均等待遇なくその差別！ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

# アソシエイト社員の概要

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 3690  
16年9月23日(金)  
・Fax 095-828-1953

## 制度導入から初回無期転換実施までのスケジュール

- ・2016年10月～11月 制度導入について、会社から全社員への周知
- ・2016年12月～17年1月 対象者から申請受付  
会社が対象者の勤続年数を確認し、勤続5年を超えている者について申請を受理
- ・2017年2月～3月 無期転換手続
- ・2017年4月1日 アソシエイト社員としての雇用開始

おはようございます。  
昨日、郵政ユニオン長崎中央局支部は、第5回定期支部大会を、長崎県教育文化会館で開催し、今年度の活動方針・役員体制を確立しました。大会の様子は次号で報告します。

## アソシエイト社員の概要

### 1、アソシエイト社員の対象となる社員

期間雇用社員として勤務した後、雇用契約期間の定めのない契約への転換を希望し、別に定める基準を満たして採用された社員。なお、時給制契約社員には、勤務時間による区分はありません。

- ア、スペシャリスト契約社員
- イ、エキスパート契約社員
- ウ、月給制契約社員
- エ、時給制契約社員
- オ、短時間社員



### 2、アソシエイト高齢再雇用社員

会社の定める定年によりアソシエイト社員を退職した後、引き続き会社に雇用されることを希望し、基準を満たして採用された社員。

### 3、アソシエイト社員の定年及び継続雇用

- (1) 定年は60歳とする。また、60歳を超えて無期転換した者については、無期転換後最初の3月31日を定年退職日とする。
- (2) アソシエイト社員としての定年退職者のうち再雇用を希望する者は、アソシエイト高齢再雇用社員として採用する。満65歳に達する日以後、最初の3月31日までの期間
- (3) 継続雇用社員の処遇等  
1年の更新型とする。  
労働条件は、原則としてアソシエイト社員の労働条件を引き継ぐ。

### 4、アソシエイト社員の人事異動・解雇

- (1) アソシエイト社員は、無期転換時に勤務する事業所において採用され、他事業所への異動は行わない。
- (2) 事業所閉鎖等により勤務場所が消失した場合、当該事業所に所属するアソシエイト社員は原則として解雇する。

さて先週、期間雇用社員の無期転換制度について主な概要を説明しました。今回は再度となりますが、来月から始まる「全社員への周知」などのスケジュールと、「対象となる社員」など、その他の概要を説明します。

今回導入される無期転換制度は労働者の期待からすればメリットに乏しいと映るかもしれませんが、しかし、期雇用に付きまとういくつかの不安材料が、現実問題と



して解消される意義は大きなものです。また今回の無期雇用で拡大・新設された病休・休職などの制度を、現行、新規採用を問わず、有期雇用

社員にも適用させていくこと等も求められます。無期転換制度は、長い運動の積み重ねの上に勝ち取られた成果です。今後はアソシエイト社員の正社員化及び賃金をはじめとした待遇改善を求めていきます。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。